

肝炎ウイルス検診・前立腺がん検診・結核健診(単独実施分)を実施します

対象 市に住民登録があり、特定健康診査等と同時に受診する機会のない方で、①肝炎ウイルス検診=40歳以上で肝炎ウイルス検診を受けたことがない方、②前立腺がん検診=50歳以上の男性、③結核健診=65歳以上の方
実施期間 いずれも8月~12月
実施場所 市内指定医療機関
検査方法 ①②は血液検査、③は胸部エックス線撮影
費用 ②のみ1,000円(60歳以上の方は無料。生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付対象者、世帯全員が住民税非課税の方は、その直近の証明書を受診時に提出すれば費用はかかりません。世帯全員が住民税非課税の方は、健康推進課で自己負担金に係る書類を無料で発行します)
申込み・問合せ 8月1日~12月28日に直接窓口または電話で健康推進課成人保健係 ☎042・497・2076へ

ホームビジター養成講座受講者募集

未就学児がいる家庭を訪問し、親と一緒に子どもと遊んだり、子育ての困りごとを聞いたり、一緒に出かけたりして子育ての不安やストレスの軽減をお手伝いするボランティアを養成する講座です。
対象 子育て経験があり、ボランティアとして活動したい方(全日程受講できる方)
日時 ①9月6日(木)、10月4日(木)・18日(木)午前9時30分~午後4時②9月13日(木)・21日(金)・27日(木)、10月11日(木)午前9時30分~午後4時30分
会場 児童センター
申込み・問合せ NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ ☎042・444・4533へ

ひとり親家庭等医療費助成の自己負担上限額が変わります

◆マル親医療証をお持ちの方へ
 負担者番号81136442(1割負担)のひとり親家庭等医療証(以下、「マル親医療証」)をお持ちの方は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、8月1日(木)から通院・入院の際に生じる自己負担額(一部負担額)の上限額が、下表のとおり、変更されます。
 ※詳しくは下記へお問い合わせください。
問合せ 子育て支援課助成係 ☎042・497・2088

	平成30年7月診療分まで		平成30年8月診療分から	
	負担割合	自己負担上限額	負担割合	自己負担上限額
住民税課税世帯 (負担者番号 81136442)	通院1割	12,000円/月	通院1割	14,000円/月 (年間上限144,000円)
	入院1割	44,400円/月	入院1割	57,600円/月 (多数回該当44,400円)
住民税非課税世帯 (負担者番号 81137440)	自己負担なし		自己負担なし	

**国民健康保険被保険者の方へ
8月から70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)が変わります**

平成30年8月から70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)は「現役並み所得者」の区分を所得に応じて3段階に細分化し、「一般」の区分は外来の限度額14,000円が18,000円に変わります。
問合せ 保険年金課国保係 ☎042・497・2047

◆70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

区分	平成30年7月まで		平成30年8月から	
	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者	57,600円	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% 【44,400円】	課税所得690万円以上 252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% 【140,100円】	課税所得380万円以上690万円未満 167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% 【93,000円】
一般	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【44,400円】	課税所得145万円以上380万円未満 80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% 【44,400円】	一般 18,000円 (年間上限144,000円)
低所得者II	8,000円	24,600円	低所得者II	8,000円
低所得者I	8,000円	15,000円	低所得者I	8,000円

※年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。
 ※【】内は、過去1年間に4回以上発生した場合の、4回目以降の限度額。
 ※低所得者II 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者I以外の人)。
 ※低所得者I 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

◆70歳以上75歳未満の方の自己負担額の計算条件
 ・暦月(1日~末日)ごとに計算
 ・外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算
 ・病院・診療所、内科・歯科の区別なく合算
 ・入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の負担は対象外

2018きよせ親善大使募集

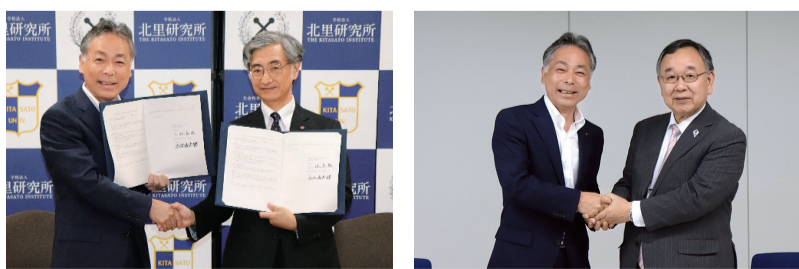
親善大使は、市民まつりや都内各地のイベントで清瀬市に関するPR活動を行い、市の知名度向上や農産物・商工業製品の販売促進に活躍していただき、来年のきよせ市民まつりの企画・立案にも参加していただきます。
対象 市内在住・在勤、近隣市在住の方など清瀬を愛する方で、平成30年10月1日時点で満20歳以上の方(モデルなどの専属契約がある方は除く)
任期 原則、今年度のきよせ市民まつり開催日(10月21日(日))から翌年のきよせ市民まつりの前日まで
主な活動実績 FM西東京(ラジオ)、J:COM(ケーブルテレビ)でのPR活動、清瀬市成人記念式典、清瀬消防署イベントなど
申込み・問合せ 8月31日(消印有効)までに清瀬商工会・市役所企画課で配布の応募用紙(清瀬商工会ホームページ <http://www.kiyose.or.jp> からダウンロード可)に必要事項を記入し、写真を貼付して、直接窓口または郵送で〒204-0022松山2-6-23 清瀬商工会「きよせ親善大使イベント事務局」☎042・491・6648へ(提出した書類、写真は返却不可)



昨年の市民まつりでの活動

**~将来的な世界遺産登録を視野に~
市と学校法人北里研究所・公益財団法人結核予防会が
個別的連携協定を締結しました**

市では、結核と向き合い、歩んできた歴史を世界にも誇れる大切な魅力の一つであると考え、この『結核と闘った清瀬の尊い歴史』について将来的な世界遺産登録も視野に入れていきます。
 世界遺産登録への取り組みにおいて、その質的な向上を目指すとともに、登録への動きを一層推進させるため、学校法人北里研究所及び公益財団法人結核予防会との間で「個別的連携協定」を締結しました。
 学校法人北里研究所は結核療養の分野で多大な実績を持つ北里柴三郎博士が創設した国内初の結核専門病院土筆ヶ岡養生園という歴史的資料を有し、公益財団法人結核予防会には結核研究の草分け的存在である結核研究所があります。いずれも結核研究において重要な意味を持つ団体です。
 双方との連携の充実・強化を図ることで、世界遺産登録への動きに拍車がかかるものと考えています。



学校法人北里研究所 理事長 小林弘祐氏
 公益財団法人結核予防会 理事長 工藤翔二氏
問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎042・497・1808

現況届は8月31日(金)までにご提出ください

◆児童扶養手当の現況届
 現況届は毎年8月1日時点での状況を面接により報告し、引き続き支給要件に該当するかを確認するもので、継続して受給するためには必ず届け出が必要です。
 対象の方には、7月31日に案内文と必要な添付書類を送付します。記載事項を確認のうえ、必要書類などを持参(郵送不可)し、子育て支援課助成係窓口へ必ずご本人がお越しください。
 なお、「児童扶養手当現況届」の提出とともに、「ひとり親家庭等医療費助成制度現況届」の提出が必要です。児童扶養手当現況届のご案内に同封する、「ひとり親家庭等医療費助成制度現況届のお知らせ」を必ずご確認ください。
 ※いずれの現況届も同課窓口にて用意しています。
受け付け期間 8月1日(水)~31日(金)・土・日曜日を除く午前8時30分~午後1時~5時
 ◆児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が未提出の方へ
 児童扶養手当は、支給開始月から5年、または支給要件に該当した月から7年を経過した場合、就業・求職活動障害、疾病などの必要要件を満たさないと、支給額の2分の1の額が支給停止となります。児童扶養手当を今までも受給するには、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色の用紙)と関係書類の提出が必要です。
 対象の方には、6月13日付で必要書類を送付してあります。児童扶養手当の現況届と同様に8月31日(金)までに提出(郵送可)してください。9月下旬に、該当者の方には医療証を、所得超過などで非該当の方には、消滅通知を送付します。
 現況届が提出されないと、医療証の交付が受けられなくなる場合がありますので、必ず提出してください。
問合せ 子育て支援課助成係 ☎042・497・2088

◆乳幼児・義務教育就学児童療養助成の現況届
 乳幼児・義務教育就学児童療養助成を受けている方で、公簿などにより所得状況の確認ができない方や添付書類が必要な方について、現況届を8月上旬に送付します。必要事項を記入・押印し、必要書類などを添えて、8月31日(金)までに提出(郵送可)してください。9月下旬に、該当者の方には医療証を、所得超過などで非該当の方には、消滅通知を送付します。
 現況届が提出されないと、療養助成を受けている方で、公簿などにより所得状況の確認ができない方や添付書類が必要な方について、現況届を8月上旬に送付します。必要事項を記入・押印し、必要書類などを添えて、8月31日(金)までに提出(郵送可)してください。9月下旬に、該当者の方には医療証を、所得超過などで非該当の方には、消滅通知を送付します。
 現況届が提出されないと、療養助成を受けている方で、公簿などにより所得状況の確認ができない方や添付書類が必要な方について、現況届を8月上旬に送付します。必要事項を記入・押印し、必要書類などを添えて、8月31日(金)までに提出(郵送可)してください。9月下旬に、該当者の方には医療証を、所得超過などで非該当の方には、消滅通知を送付します。
 現況届が提出されないと、療養助成を受けている方で、公簿などにより所得状況の確認ができない方や添付書類が必要な方について、現況届を8月上旬に送付します。必要事項を記入・押印し、必要書類などを添えて、8月31日(金)までに提出(郵送可)してください。9月下旬に、該当者の方には医療証を、所得超過などで非該当の方には、消滅通知を送付します。
問合せ 子育て支援課助成係 ☎042・497・2088